自主性を尊重しながら……

農業団体を育成強化

農業の転換期に際し、農業近代化が強く叫ばれているが、推進の中核体として農業団体の果す役割は大きい。

しかし、特殊農協と総合農協をあわせると、千二百三十六組合もあり、一市町村当り総合農協三・二八組合、特殊農協をあわせると一一・四組合で、全国の四・五組合に比べて非常に多い。

弱小組合が多い

したがつて、総合農協の経営規模も一組合平均四百戸で九州平均の四百七十二戸より小さく、九州で最下位である。特に三百戸以下の組合が三五・一％もあり、払込済出資金も少なく弱小組合が非常に多く(欠損組合が二五・五％ある。)農協本来の使命も遂行できないような状態にある。

また、事業面をみると購売事業のうち生産資材の利用は昭和三十三年で肥料八四％、農機具二六％農業五二％に達しているが、共販率は全農産物商品化額に対して五八・三％で、とくに米を除いて自由品目の取扱率がきわめて低い。

また営農指導事業は逐次伸びてきているが、技術員のいない組合が六五・二％もあつて、全国、九州の何れよりも多く、営農指導事業のおくれが目立つている。さらに金融面では、預貸率が低いことも問題点の一つである。

このように、本県の農協は多くの問題点をもつているが、農協を真に営農技術の向上と、農業所得の増大のための農民の組合として育成するため、農協の自主性を尊重しながら、特に次の点を重点的に推進する。

農協の統合を進める

農協が堅実に経済事業団体としてのはたらきができるように、つとめて経営基盤の拡大を促進する。

もちろん統合を進めるにあたつては、末端単協ならびに関係機関の意志を十分考えて実施に移すが、合併気運の低いところは、さしあたり、最寄り組合と共通的事業の共同化をはかるなどして気運の醸成につとめる。

営農指導事業を充実する

今後の農業発展の方向にそい、耕種面だけでなく、果樹、畜産関係の営農指導態勢もつくりあげる。

販売・購買事業の方向

販売事業では、無条件委託や共同計算による計画出荷を徹底するとともに、必要な施設を整備し、特に畜産、青果の取り扱いを積極化する。

また、農畜産物の加工では、農業団体の主体性を尊重し、要すれば九州各県の農業団体または農外資本と連合して加工態勢をきりひらくよう指導してきたが、最近その動きもあるので、県も一体となつて促進する。

また、購買事業では、農家経済の計画化と、取扱い品目の消費使用についての指導を行う。

貸付機能を伸ばす

組合員の貯蓄の増強をはかつて資金源の拡大強化につとめるとともに、営農に必要な資金の貸付は積極的に伸ばす一方貸出金利は、実費分賦の趣旨によつて定め、さらに、経営管理を刷新して金利の低下につとめるよう指導する。

共済事業も積極化

農業共済および農協共済事業を積極的に進めて農家経済の安定をはかり、また責任準備金をふやして、経営に必要な中長期資金源を確保し、農業の企業化の促進に寄与させる。

その他の団体の育成強化

現在農協の下部組織となつている生産組合、農家組合などを、それぞれの地域に合つた組織に育成し、農協と農家との結びつきを強化するとともに、この下部組織が農業の近代化のための積極的な推進母体となるよう指導する。

また、青壮年部・婦人部はもとより、農業近代化の実践母体としての各種農業団体、青壮年農事研究グループ(果樹研究同志会、農事研究会、農村青少年クラブ、BMクラブ、その他)などの育成強化をはかる。

――(前頁から)――

過剰投資にならないよう地域性やあるいは機械の性能などを考慮のうえ協業化を助長する。

(2) 現在、脱穀調整作業は機械化が進んでいるが、播種、施肥、田植、刈取作業はほとんど手労働に頼つている状況で、機械化の跛行性がみられる。

したがつて、今後は労働ピークをつくる大きな原因となつている米麦作部門を重点とし、試験研究とあいまつて、具体的に次のような機械化一貫作業体系へ改善をすすめる。

〔水稲作〕

乾田整地とし、施肥播種機を利用する水稲直播(直播用品種で短稈型)→管理作業(省力)→二四D使用→機械刈取→脱穀乾燥

〔麦　作〕

施肥播種機を利用する「省力麦作農法」に改善し→管理作業(省力)→除草剤使用→機械刈取→機械乾燥

林　業

拡大造林で蓄積ふやす

■ 30年後は伐採量も2倍以上に

まだある未開発林地

本県の林野面積は四十七万㌶で県総面積の六四％を占め、そのうち八六％の四十万三千㌶が民有林で、二千四百七十万立方米の蓄積を有している。しかし、戦前戦後を通じて濫伐過伐が行なわれ、現在もなお、針葉樹の年間生長量四十四万五千立方米に対し二倍以上の九十万八千立方米が相変らず伐採され、かつヘクタール当りの蓄積も少く、いわゆる〝山林危機〟ともいうべき段階にいたつている。

この反面、五ケ荘、球磨地域をはじめとして県下には十四万㌶(全林野面積の約三十％)におよぶ未開発林地があり、その蓄積も千二百四十万立方米と推定されており、奥地林道の開設とあいまつて、林種転換などの積極的な開発の手がまたれている。

一方、阿蘇地域には、五岳、外輪を中心に約六万㌶に達する広大な原野(七五％公有)が集団的に分布し、土地の高度利用の立場から、拡大造林の余地が残されている。

大半は零細林業家

また、林野の所有形態をみると、一㌶未満の零細所有者が六五％も占めており、しかもその所有面積の合計はわずかに全体の十％にも満たず、山林の所有状況は非常にかたよつている。

また今後の林産物の需要を予想すると、経済の発展とともに用材の需要は大体年率約二％の割合で増加し、三十年後の用材需要は現在の約二倍に達するものとみられており、近年木材需要の内容も、大径木から小径木へ、建築用材からパルプその他の工業原料へと変つてきている。薪炭材の需要は、新しい燃料の進出に押されて、次第に減つている。

積極的に拡大造林

したがつて、林業の基本方針としては、生長量と伐採量とのバランスをとるため、当分の間国有林の増伐に期待をかけて、民有林では今の伐採量を維持する一方、積極的に拡大造林を進め、あわせて林道網の整備、林産物の計画生産を行ない、山林の経済的経営を確立する。

すなわち、これによつて林業生産額は基準年次の九十二億円から昭和四十年百二億、昭和四十五年百十三億と一二二％(年率一・五％)伸びるが、これは国の伸び率一三三・六％(年率二・三％)に比べて一一・六％下廻ることになる。

この原因は、過去の過伐のため増産が期待できないからである。しかし、いま本県は造林面積が、伐採面積を年々上廻つているので、遅くとも三十年後には現在の伐採量九十万八千立方米を二百二十万立方米に増伐することができ、その所得も二倍以上に達することになる。

治山事業――■

拡大造林事業、伐採の調節とあいまつて国土保全事業を実施するが、特に白川、球磨川上流の崩壊地復旧に重点をおく。

また、阿蘇地域には「拡水工法」を実施して、崩壊防止と利水の高度利用対策の研究を行う。なお、開拓地、かんばつ常襲地、離島および川口には、それぞれ防風林、旱害防備林、防潮林などの防災林の設置を促進する。

拡大造林――■

〈面積を増やす〉

伐採跡地の再造林はもちろん、積極的に拡大造林を進めて、現在の用材林十六万六千㌶を昭和四十年に二十一万㌶、昭和四十五年に二十五万㌶に拡大する。

このため、阿蘇地域約六万㌶の原野には九千㌶の拡大造林を行うが、特に畜産との関連を十分考えて実施し、用材林のほか、くぬぎ等による牧野樹林を造成し、将来不足を予想されるしいたけ原木を確保する。

一部にみられる県外資本による原野の蚕食を防止するためには、分収造林による各種造林を進める。

五ケ荘、球磨地域の未開発林地三万三千㌶は、林道網を整備するとともに七千㌶の拡大造林を行うが、そのうち十四㌶(十年間で二千㌶)は、新設の林業公社がうけもつ。

〈林木育成の合理化〉

ヘクタール当りの蓄積を増やし、伐期を短かくし、林地の高度利用を進めるために、土壌調査や精英樹の採種を行い、また採穂園も設けるほか、密植造林と肥培管理を指導奨励する。離島と有明・不知火海岸にひろがる「せき悪林地」七千㌶には、あかしや、もりしま、はんのきなどのいわゆる肥料木を植えて土質を改良する。

〈森林の保護管理〉

すぎたまばえ、松くいむし、くりたまばち等の森林害虫の早期発見駆除と有害鳥獣の駆除を徹底するとともに、森林火災保険の全面加入運動を展開する。

〈林業労務を確保する〉

五ケ荘、球磨奥地、阿蘇山東部の主な拡大造林予定地の造林計画と、育林事業、製炭事業等を円滑に進めるため、林業労務組織の編成を検討する。